

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により一関市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成29年12月22日

県南広域振興局長 細川 倫史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）マイヤ花泉店
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社マイヤ
- 3 一関市から聴取した意見の概要
 - （1） 市道歩行者の安全を図るとともに、渋滞が発生する場合は誘導員を配置するなど、市道の交通に影響をあたえないこと。
 - （2） 騒音は瞬間音の影響を与えることから、実測値を計り対処すること。

備考 本公告に係る一関市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間県南広域振興局経営企画部及び一関市役所に備えておいて縦覧に供する。